



金 沢 市 公 報

号外第12号の13

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
消防局訓令甲		企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (") 4
金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正について (消防総務課)	1	金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 5
公営企業管理規程		公営企業訓令甲
金沢市企業局庁舎等管理規程 (企業総務課)	1	金沢市上寺津ダム操作規程の一部改正について (企業総務課) 5
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	4	

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市消防長 山 田 弘

第7条第1項第7号中「(昭和37年条例第5号)」を削り、同項第9号及び第10号を次のように改める。

- (9) 火薬類取締法の規定による消費場所の立入検査等及び火薬類の取扱者等に対する緊急措置に関する事項
- (10) ガス事業法の規定による営業所の立入検査等に関する事項

第7条第1項に次の2号を加える。

- (11) 電気用品安全法の規定による事務所の立入検査等に関する事項
 - (12) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による事務所の立入検査等に関する事項
- 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局庁舎等管理規程をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局庁舎等管理規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、金沢市企業局の庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「庁舎等」とは、本市のガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地をいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎等の管理を行わせるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、本庁舎にあっては企業総務課長を、本庁舎以外の庁舎等にあっては当該庁舎等を管理する施設等の長をもって充てる。

3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、庁舎管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(室内管理者)

第4条 庁舎等の管理に関する事務を補助し、その所管に係る室内の保全、秩序の維持並びに火災及び盗難の防止その他良好な執務環境の保持等の事務を処理させるため、室内管理者を置く。ただし、公営企業管理者が必要がないと認める庁舎等にあっては、この限りでない。

2 室内管理者は、庁舎管理者が別に定める。

3 室内管理者に事故があるとき、又は室内管理者が欠けたときは、室内管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(禁止行為)

第5条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為

(2) 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為

(3) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為

(4) ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布

(5) テントその他の仮設工作物等の設置

(6) 立入りを禁止している区域に立ち入る行為

(7) 火薬類、発火性又は引火性の物、毒物及び劇物、銃砲及び刀剣類等の危険物の持込み又はたき火等火災発生の原因となるおそれのある行為

(8) 所定の場所以外の場所における喫煙及び爆発又は引火のおそれのある場所における火気の使用

(9) 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為

(10) 職員に対する面会の強要又は押売

(11) 座込み、立ち塞がり、練り歩きその他通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

(12) 示威行為

(13) 泥酔、粗野若しくは乱暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼし、若しくは著しい嫌悪の情を抱かせ、又は職員の職務を妨害する行為

(14) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

(許可行為)

第6条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第1号から第7号までに掲げる行為について、特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

2 庁舎管理者は、前項の規定による許可の際、必要な条件を付けることができる。

3 庁舎管理者は、第1項の規定による許可をするに当たっては、あらかじめ当該許可の要件に該当すると認める行為を指定することができる。この場合において、当該行為の指定があったときは、当該行為について、同項の規定による許可があったものとみなす。

4 第1項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎等行為許可申請書（別記様式）を庁舎管理者に提出しなければならない。

(違反等に対する措置)

第7条 庁舎管理者又は室内管理者は、第5条の規定又は前条第2項の規定により庁舎管理者が付した条件に違反していると認められる者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該違反行為の中止の勧告その他の必要な指示をすることができる。

2 庁舎管理者又は室内管理者は、違反行為者が前項の規定による指示に従わないときは、当該違反行為者に対し、庁舎等への立入り若しくは庁舎等の使用を禁止し、庁舎等からの退去若しくは当該違反に係る物件の撤去を命じ、又は自ら当該違反に係る物件の撤去を行う等の必要な措置を講ずることができる。この場合において、違反行為者が前条第1項の規定による許可を受けているときは、当該許可は取り消されたものとみなす。

(出入口の開閉時間)

第8条 庁舎等の出入口の開閉時間は、庁舎管理者が別に定める。

(閉鎖時間内の庁舎等への出入り)

第9条 庁舎管理者が別に定める庁舎等の閉鎖時間内において、庁舎等へ出入りしようとする者は、庁舎管理者が指定した者の承認を受けなければならない。

(立入りに関する指示)

第10条 庁舎管理者又は室内管理者は、庁舎等の管理上必要があると認めるときは、庁舎等に既に立ち入り、又は立ち入ろうとする者に対し、身分証明書の提示、庁舎管理者が別に定める管理簿等に記入を求める等必要な指示をすることができる。

(退庁時の戸締まり等)

第11条 職員は、退庁時においては、窓及び出入口の戸締まりを完全にして盗難の予防に努めるとともに、消灯その他使用器具の停止の確認を行わなければならない。

(遺失物の届出)

第12条 庁舎等において遺失物を拾得した者は、直ちに当該拾得した遺失物を庁舎管理者に届け出なければならない。

(庁舎等の損傷等の届出)

第13条 庁舎等を損傷し、又は汚損した者は、速やかにその旨を庁舎管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

庁舎等行為許可申請書

年 月 日

(宛先) 庁舎管理者

申請者 住 所

氏 名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市企業局庁舎等管理規程第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
そ の 他	

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 庁舎管理者が必要があると認める書類を添付してください。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 企業総務課の表中

(2) 職員の子ども手当の支給の決定	を	(2) 職員の児童手当及び子ども手当の支給の決定	に改める。
--------------------	---	--------------------------	-------

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、停止手当」を削り、同項第5号中「次に掲げる」を「ガス料金、水道料金、下水道使用料、受益者負担金、水洗便所改造資金貸付金、ガス設備資金貸付金並びにガス機器の販売代金及び修繕代金の滞納徴収の業務に従事した」に改め、同号ア及びイを削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中

課長 料金センター所長	3 種	を
担当課長 所長（料金センター所長を除く。） 検査員室長 ガス保安対策室長	4 種	
課長 料金センター所長 ガス保安対策室長	3 種	に
担当課長 所長（料金センター所長を除く。） 検査員室長	4 種	

改める。

別表第2 道路上作業手当の項中「ただし、」を削り、「勤務」を「作業時間」に、「150円」を「、150円」に改め、同表変則勤務手当の項中「1,650円」を「1,100円」に改め、「この項に規定する者（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）が勤務の交替に伴う通勤を行う場合において、交通機関を利用できないとき（当該通勤のため市の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の全部又は一部を市が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）は、その者に対し、その項に定める額に勤務1回につき、通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の者にとっては380円、通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の者にとっては760円、通勤距離が片道10キロメートル以上の者にとっては1,140円をそれぞれ加算した額とする。」を削り、同表中

料金等徴収手当	ガス料金、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等の滞納徴収の業務に従事した者	1日につき 400円	を
	現場における集金業務に従事した者	1日につき 170円	
停止手当		1日につき 280円	

料金等徴収手当		1日につき 400円	に
---------	--	---------------	---

改め、同表坑内作業手当の項中「ただし、」を削り、「勤務」を「作業時間」に、「495円」を「、495円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における改正後の別表第2の規定の適用については、同表変則勤務手当の項中「1,100円」とあるのは、「1,370円」とする。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第86条第1項中「農業総務課長」を「農業基盤整備課長」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市上寺津ダム操作規程（昭和50年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

別表第1中「都市整備局土木部内水整備課」を「土木局内水整備課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷
平成24年(2012年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄